

認知行動療法師資格制度運営委員会規程

第1条 一般社団法人日本認知・行動療法学会定款第4条および基本規程第20条に基づく認知行動療法師資格制度運営委員会（以下、委員会という。）は、本規程の定めるところによる。

第2条 委員会は、認知行動療法師の資格認定、更新、質保証に関わる事業、ならび認知行動療法師の普及・発展および社会貢献に資する事業を行う。

第3条 委員会は、正会員の委員若干名で組織する。

- 2 委員は、委員長の推薦をもとに、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員長は理事の中から理事長が指名する。
- 5 副委員長は、資格認定委員長および教育研修委員長をあてる。
- 6 委員長および副委員長の任期は、理事の在任期間とする。
- 7 委員には学会認定認知行動療法スーパーバイザーあるいは認知行動療法師を有する正会員を若干名含めることとする。

第4条 委員会は、各種事業を行うための以下の小委員会を置く。なお、各小委員会の規程は別途定める

- ・認知行動療法トレーニングガイドライン検討小委員会
- ・症例登録制度小委員会
- ・資格認定小委員会
- ・教育研修小委員会

第5条 本規程ならびに小委員会規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は、2021年7月25日より施行する。